

中京大学と松阪市との 「人材育成と地域振興」に係る連携・協力協定書

中京大学と松阪市は、「人材育成と地域振興」に係る連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中京大学と松阪市が「人材育成と地域振興」の分野において密接な連携・協力を図ることにより、相互の発展に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 中京大学と松阪市は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 中京大学の学生及び松阪市の職員の人材育成に関すること。
- (2) 松阪市における行政施策の立案及び推進に関すること。
- (3) 松阪市の教育・歴史・文化・自然・人材を活用した学術研究活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な分野での連携・協力に関すること。

(連携の推進体制)

第3条 中京大学と松阪市は、この協定による連携・協力を効果的かつ円滑に推進するため、相互に連絡窓口を設置し、適宜調整を行うものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに、中京大学と松阪市のいずれからも改廃の申出がない場合には、自動的に更新するものとする。

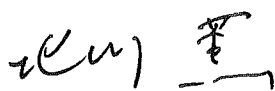
(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項が生じた場合には、中京大学と松阪市が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、中京大学長と松阪市長が署名の上、各1通を保管する。

平成26年4月14日

中京大学
学長



松阪市
市長

